

別表1 女性活躍推進

取組	奨励金交付に必要な実績
1 出産育児等で離職した女性の再雇用	<p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 育児・介護休業法第27条に基づく再雇用制度を整備し、社内規程又は就業規則に規定していること。</p> <p>2 令和5年4月1日以降に、出産育児等で離職した女性を正社員（短時間勤務正社員を含む）として再雇用し、6箇月以上（試用期間を含む）継続して就業していること。ただし、離職した事業所と再雇用した事業所が同一である場合に限る。</p>
2 職場環境の整備	
(1) 更衣室や休憩室（休養室）、トイレなどの女性専用の施設整備	<p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 令和5年4月1日以降に施設整備を実施していること。</p> <p>2 施設整備を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の採用人数が増加していること。ただし、令和6年3月31日までの申請に限り、施設整備を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の内定人数が増加していれば要件を満たしているものとして取り扱う。</p>
(2) 女性採用説明会の開催	<p>次の1・2のいずれも満たしていること。</p> <p>1 令和5年4月1日以降に女性採用説明会を実施していること。ただし、女性採用説明会については、一の雇用管理区分（職種、資格、雇用形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下、同じ。）において、女性労働者の割合が4割を下回っている場合などに限る。</p> <p>2 女性採用説明会を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の採用人数が増加していること。ただし、令和6年3月31日までの申請に限り、女性採用説明会を実施した事業年度とその直前の事業年度を比較して、女性の内定人数が増加していれば要件を満たしているものとして取り扱う。</p>
(3) リカレント教育制度の創設	<p>次の1～4のいずれか1つ以上を入れたリカレント教育制度の規定を社内規程又は就業規則に整備したうえで、令和5年4月1日以降を始期とするリカレント教育制度の活用実績が1名以上あること。</p> <p>1 学費や研修の費用の補助</p>

	<p>2 学習のための柔軟な勤務形態の導入 （例：研修受講や自己啓発等に利用できる時短勤務制度、コアタイム制、フレックスタイム制等）</p> <p>3 学習のための休暇制度 （例：研修受講や自己啓発等に利用できる週休3日・4日制や休暇・休業制度等）</p> <p>4 学習で退職する場合の復職支援 （例：一定期間内であれば復帰可能等）</p>
--	---